

平成20年5月21日

各 位

会社名 石油資源開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 棚橋 祐治  
コード番号 1662  
問合せ先 広報IR部広報グループ長 長谷川茂吉  
電話番号 03-6268-7110

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することについて、平成20年6月25日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが必要不可欠であると考えております。もっとも、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものです。

以上のような考えに基づき、定款変更案第13条第1項及び第2項は、株主総会決議に基づき買収防衛策を導入できるようにするものです。なお、会社法においては、定款に別段の定めがない限り、取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てを行うことができますとされていますが（会社法第278条第3項本文）、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみで行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、又は、②株主総会で一定の条件を定めたとえで当該条件に従って新株予約権の無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。そこで、株主総会の決議により買収防衛策を導入できるものとしたうえで、新株予約権の無償割当てについて、上記①及び②の方法によることが可能となるように、会社法第278条第3項但書に基づく根拠規定を設けさせていただくものであります。

定款変更案第13条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、当該一定の者とそれ以外の者との取扱いを別にする取得条項等を定めることがあることから、この旨を予め明らかにするものです。

(注) 買収防衛策については、本日付けで別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照下さい。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成20年6月25日（水曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成20年6月25日（水曜日） |

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>第13条 (招集) ~ 第43条 (配当金の除斥期間) [省 略]</p>	<p style="text-align: center;">(買収防衛策)</p> <p>第13条 <u>本公司は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、「買収防衛策」とは、本公司が資金調達等の事業目的を主要な目的とせずに新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により本公司に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本公司の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p>2 <u>本公司は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3 <u>本公司は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>1. <u>買収防衛策において定める一定の者 (以下「非適格者」という。) は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>2. <u>本公司が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること</u></p> <p>第14条 (招集) ~ 第44条 (配当金の除斥期間) [現行どおり]</p>